

専任を要する主任技術者および現場代理人の兼務について

このことについて、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

I. 専任を要する主任技術者の兼務について（建設業法施行令第27条第2項）

4, 500万円以上（建築一式工事は9千万円以上）の専任を要する主任技術者（※）について、下記の場合に兼務を認めることとします。（※監理技術者には適用されませんので御注意ください。）

記

- 1 密接な関連のある同一又は近接する箇所の工事
- 2 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）（いずれもうきは市発注に限らない（※3））で、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した2カ所の工事

（※1）うきは市発注の市道拡幅工事と県土整備事務所発注の県道舗装工事など。

（※2）例

- ・ 工事用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整を要する工事
- ・ 2つの現場の資材を一括で購入し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互の工程調整を要する工事
など

（※3）公共工事に限らず民間工事も対象となります（公共工事と同様、相手方発注者の承認が必要です）。

注 意 事 項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに「**専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書（様式1）**」により申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるので御注意ください。

この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

なお、建設業法改正に伴い、情報通信機器を活用する等の一定要件に合致する工事に
関する兼務を希望する場合は、個別工事毎にご相談ください。

Ⅱ. 現場代理人の兼務について

現場代理人について、下記の工事で兼務を認めることとします。（※１）

記

1. うきは市発注で近接により諸経費を調整する工事
2. 以下の条件を満たす２件までの工事（うきは市発注に限らない（※２））
 - ① 工事現場の相互の間隔が路程で１０ｋｍ程度の近接した場所であること。
ただし、兼務する二件の工事現場が、それぞれ建設業法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける主任技術者等（専任特例１号技術者）の配置が可能な工事現場の場合は、１日の勤務時間内で巡回可能であり、移動時間が概ね２時間以内であること。
 - ② 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないとうきは市長が認めるものであること。
 - ③ 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - ④ 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。
 - ⑤ 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

ただし、「経營業務の管理責任者」又は「営業所技術者 又は 特定営業所技術者」のいずれかに該当する場合は、現場代理人になることが出来ませんのでご注意ください。

（※１）請負代金に限らず、記以下の条件を満たすこと。

（※２）相手方発注者の承認が必要です。

注 意 事 項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに別紙様式により申請してください。

なお、工事現場の相互の間隔を２時間以内と拡大する場合には、要件確認資料として「**情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書（様式３）**」も併せて申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるので御注意ください。
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。